

令和6年度 神戸市における障害者虐待の状況および対応について

1. 相談・通報・届出の状況

(単位：件)

		養護者	障害者福祉施設従事者等		使用者 (※1)	合計
			市内施設	市外施設		
令和 4年度	通報件数	134	48	1	7	190
	認定件数	17	8	1	2	28
	認定率	12.7%	16.7%	100%	28.6%	14.7%
令和 5年度	通報件数	144	44	6	7	201
	認定件数	18	21	1	5	45
	認定率	12.5%	47.7%	16.7%	71.4%	22.4%
令和 6年度	通報件数	112	29	7	8	156
	認定件数	15	14	2	0	31
	認定率	13.4%	48.3%	28.6%	0.0%	19.9%

※1 使用者虐待の認定件数は、障害者虐待でないとして明確に判断される場合を除いて都道府県へ通知した件数を計上

2. 虐待を受けたと判断された事例における虐待行為の類型

(単位：件)

		養護者		障害者福祉施設従事者等				使用者	
				市内施設		市外施設			
令和 4年度	計	23	割合	8	割合	1	割合	2	割合
	身体的	13	56.5%	3	37.5%	0	0.0%	1	50.0%
	心理的	4	17.4%	4	50.0%	1	100.0%	0	0.0%
	性的	1	4.3%	1	12.5%	0	0.0%	1	50.0%
	放棄・放任	2	8.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	経済的	3	13.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
令和 5年度	計	26	割合	23	割合	2	割合	6	割合
	身体的	14	53.8%	17	73.9%	1	50.0%	1	16.7%
	心理的	8	30.8%	5	21.7%	1	50.0%	2	33.3%
	性的	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	1	16.7%
	放棄・放任	2	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	経済的	2	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	33.3%
令和 6年度	計	17	割合	16	割合	2	割合	0	割合
	身体的	10	58.8%	6	37.5%	2	100.0%	0	-
	心理的	3	17.6%	7	43.8%	0	0.0%	0	-
	性的	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	-
	放棄・放任	0	0.0%	3	18.8%	0	0.0%	0	-
	経済的	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	-

※上記2. の表では一件の虐待について複数の類型が認められる場合は重複して計上しているため、1. の表の合計値とは異なる。

3. 虐待対応の取組み

通報等があった場合は、区や担当課にて速やかに対応方針の検討および事実確認をし、必要に応じて養護者との分離や事業所等への指導等を行う。

(1) 障害者虐待防止センターの設置

電話あるいはFAXで、24時間365日通報できる虐待対応の窓口として、「神戸市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者や養護者等の相談を受け付けている。

【受付件数】令和4年度：389件、令和5年度：314件

令和6年度：317件、令和7年度：208件（4～11月）

※虐待通報以外の相談受付件数も含むため、上記の表と数値が異なる。

(2) 緊急一時保護事業

虐待等により養護者と隔離する必要がある場合、障害者を一時的に保護する施設（一床）を確保している。

(3) 障害者虐待専門職チームの活用（令和2年8月～）

養護者虐待において、より専門性の高い法的・福祉的な知識を要するケースについて、弁護士会や社会福祉士会のご協力により、専門職（弁護士・社会福祉士）に対応や虐待の有無の判断、権限行使に関する助言をいただく仕組みを整備している。

4. 虐待の対応力向上・未然防止の取組み

(1) 市職員・障害者相談支援センター職員

障害者虐待対応の新任職員に対して、障害者虐待防止法や対応方法についての研修を実施している。（令和6年度参加者数：30人）

また、市職員及び障害者相談支援センター職員の対応力を向上させることを目的に、専門職（弁護士・社会福祉士）による研修も実施している。（令和6年度参加者数：23人）

(2) 施設・事業所従事者

- 令和4年度から全国一律に、障害福祉サービス事業者等に対して、全ての従業者に対する人権擁護・虐待防止研修の年1回以上の実施が義務化となった。さらに、令和6年度報酬改定により、研修の実施のほか、虐待の防止等のための責任者の設置、虐待防止委員会の開催と従業者への結果の周知徹底という取組みの義務付けに対して、これらの取組みが適切に行われていない場合は減算（所定単位の100分の1）となった。引き続き、集団指導や運営指導、監査等の機会ごとに虐待防止に係る指導を行っていく。
- 市主催の研修として、障害福祉及び介護保険施設等の管理職や研修担当職員等を対象に、虐待・不適切ケアを防止するための施設内研修の進め方に関する研修を実施している。

（令和6年度実績）障害者・高齢者虐待防止研修

対象者：入所施設の管理者、研修担当職員

参加数：201人